

インターポート

兵庫教育文化研究所だより

No.222

2023年8月18日

発行所 兵庫教育文化研究所
〒650-0004
神戸市中央区中山手通 4-10-8

インターポートは、これまで兵庫教育文化研究所の各部会がおこなった授業研究会の報告を中心に発行してきました。今回、「施設で生活する子どもたち支援研究会（以下、支援研究会）」からの提起を受け、毎年この時期に「支援研究会」からの発信として発行していきます。社会の中で子どもたちを育てていくための提言として、ぜひお読みください。

「家族を頼れない子どもたち」の課題と学校の教職員としてむき合うために

住友 剛（京都精華大学・生活指導部会協力研究員）

今は2023年の夏休み期間。この夏休み期間、経済的な困難に直面している家庭には、十分な食事が摂れず、2学期開始までに体重が減ってしまう子どもがいると聞く。このようなケースにおいて、心身の健康保持などの面で、義務教育段階で実施されている学校給食の「家族を頼れない子どもたち」にとって果たす重要な役割が、改めて注目される機会ともなっている。また、近年「学校給食費の無償化」にとりくんできている自治体も増えてきているが、本来であれば「義務教育の無償化」の枠組みに含めて、自治体ではなく国レベルの施策として、どの地域であっても実施すべきことであろう。このように「家族を頼れない子どもたち」が直面する諸課題は、義務教育段階の学校における教育実践の課題や、教育と福祉の連携の課題に加えて、教育の制度・政策的な課題とも結びついている。

さて、今回改めて問いたいのは、「家族を頼れない子どもたち」の課題が、なぜ義務教育段階の学校でよく表面化するのかということである。この課題は「保護者の就学義務」によって「子どもの学ぶ権利を保障する」という、義務教育のしくみと密接な関係にあるというのが、私の考えである。

日本国憲法第26条の「教育を受ける権利」の条文を読めばわかるように、「保護者」はその「保護する子女」に対する就学義務を有する。また、この規定の趣旨を実現するように、教育基本法（旧法も現行法も）、学校教育法その他の関連諸法令も整備されている。

ただ、就学義務関連の法令の言葉は、何かと「抽象的」である。その分、保護者と子どもの双方「誰であっても、普遍的に」この就学義務は関係してくるとも言える。と同時に、個別具体的な子どもと保護者の関係のありようや、置かれている生活環境のことまで考慮されているかということ、「必ずしもそうとは言えない」場面が多々出てくる。

一方、教職員は、抽象的な法令の言葉に即して就学義務を課された保護者が送り出した子どもたちを、学校で日々預かり、教育実践をおこなっている。それも公立学校であれば、地元の子と保護者の双方の大多数と学校を通じて日々接することになる。つまり、生活環境に由来する諸課題も含めた個別具体的な保護者と子どものありようが、日々学校生活を送る子どもの姿を通して「教育実践上の諸課題」として浮上してくることになる。その「教育実践上の諸課題」の具体的なありようは、たとえば「どうしてあの子の保護者は、給食費を払えないのか」とか、「あの子は家庭内で虐待を受けているかもしれない」、「学校で必要なモノを適切に用意できないほど、あの子の家庭は何か困っているのだろうか」という形で。あるいは、片方には日々、我が子を連日塾や習い事に通わせる保護者がいるかと思えば、他方には日々「子どもと関わるのがつらい」と感じたり、時には我が子の面倒を見る余裕がなくなったりする保護者もいる。このように、抽象的な法令上の「保護者」は、学校現場での「教育実践上の諸課題」と結びつけて考えると、個別具体的な子どもたちの諸課題とともに、さまざまな「生きづらさ」に直面している姿で現れるのではないかと。

義務教育に関連する諸法令などの言葉には、抽象的な保護者と子どもの姿しか登場しない。「子どもの権利条約の具現化」という兵庫教育文化研究所・兵庫県教職員組合のめざすところにも関連して言えば、この法令や条約上の抽象的な人々の話を、個別具体的な「生きづらさ」に直面した子どもと保護者の話に近づけて見つめていく必要がある。その上で、具体的な「生きづらさ」の課題に教職員としてどのようにむき合い、日々の教育実践および今後の教育条件の改善にどうつなげるかを論じる必要があるだろう。